

「みんな住マイル」改修補助金

市民の住環境の向上と定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補 助金を交付します。

受付期間

4月7日(月)~5月16日(金) ※予算に達し次第、受付終了

補助対象者

- ・対象住宅の所有者またはその配偶者か、所有者 の2親等以内の親族
- ・対象住宅に居住している、または居住すること が確定している
- ・市に住民登録をしている、または住民登録をす ることが確実と見込まれる
- 申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象事業

- ・築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事
- ・補助金の交付申請後に市内施工業者と契約をする
- ・補助対象経費が50万円以上
- ・令和8年2月27日 会までに完了し、実績報告 できる
- ・市の他の補助金の対象となっていない

補助額

・子育て世帯(中学生以下の子どもか妊婦のいる 世帯):15万円

· 一般世帯: 10 万円

(加算要件)

- 住宅所在地が居住誘導区域内の場合は、2万円 を加算する
- ・階段昇降機またはホームエレベーターを新たに 設置する場合は、10万円を加算する
- ※居住誘導区域:南魚沼市立地適正化計画で居住 の誘導を図る区域。詳しくは、市ウェブサイト をご確認ください



必要書類

- 交付申請書
- ・見積書 (明細形式のもの)
- 現況写真(住宅全景と工事個所の着手前)
- ・ 通帳の写し(口座番号、口座名義人(カタカナ) のわかる面)
- ・市税納税証明書(税務課が発行したもの)

(該当者のみ)

- 母子手帳(妊娠している人が世帯員におり、他 に中学生以下の子どもがいない場合)
- 居住確約書(工事後に対象住宅に転居する場合)

補助金交付決定予定日

4月中の申請:5月15日休 5月中の申請: 5月30日金

注意事項

- ・ 令和6年度にこの補助金を受けた人や住宅は対 象外(ただし、階段昇降機またはホームエレベー ターを新たに設置する場合は、加算分の10万 円を補助額として申請できます)
- 交付申請日より前に着手している工事は補助金 の対象外
- 交付決定前に施工業者と契約し工事に着手する 場合は、交付申請書に記載の事項について誓約
- 併用住宅は住宅部分の工事のみが補助対象である。 り、申請時に必ず専用住宅部分の面積割合の記 入が必要

確実な工事実施をお願いします

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退す る事例が多くあります。これにより、必要と する人に補助金が適切に交付されません。申 請の際は工事内容をよく検討し、工事を実施 することが確実である場合に申請してくださ い。辞退理由によっては、次回以降の申請受 付ができなくなる場合があります。